

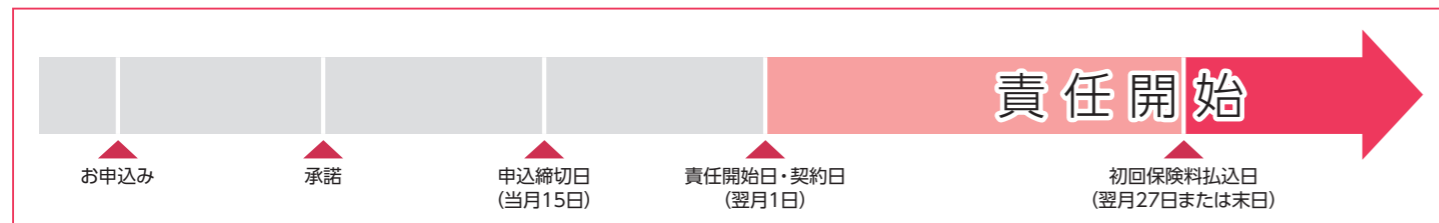
ご契約に関して重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。
お申込みの場合、「重要事項説明書」、「約款」などを必ずご一読の上、内容についてご理解ください。また、お申込みの際には、保険契約者様および被保険者様(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **契約年齢** 満20歳から89歳
- **保険期間** 1年更新 ※満90歳に達した時から最初に迎える年単位の契約当日の前日が最終保険期間満了の日となります。
- **保険料払込方法** 月払・年払

注意

- ◆ 差額ベッド費用のかからない入院・その他費用に対しては差額ベッド費用保険金をお支払いできません。その他免責事項があります。
※免責事項については約款をご確認ください。
- ◆ 病気やケガなどで治療中の方、過去に手術や大病で入院した方はお引受けできない場合があります。
- ◆ この保険は、生命保険料控除の対象外です。



- **保障の開始について**
 - ◆ 保険契約のお申込みの受付を毎月15日(以下、「申込締切日」)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
 - ◆ 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
 - ◆ 責任開始日が保険契約の契約日となります。
 - ◆ 保険契約期間は、契約日から起算して1年間です。
- **保険料について**
 - ◆ 保険料は、契約日・更新日における満年齢・性別・保険料払回数によって決まります。
- **保険料のお支払方法などについて**
 - ◆ 保険料のお支払回数は、月払いか年払いを申込み時に契約者様に選択していただけます。お支払方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払い(JCB/VISA/Master/AMEX/Diners)が選択できます。
- **指定代理請求人について**
 - ◆ 契約者様は、指定代理請求人を指定することができます。
- **配当金、解約返戻金、クーリングオフなど**
 - ◆ この保険には、配当金・満期保険金はございません。月払契約の場合、解約返戻金はございません。年払の場合、保険契約の契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
 - ◆ この保険は、保険期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではございません。
- **当社の募集人(募集代理店)について**
 - ◆ 当社の募集人(募集代理店)には、保険契約締結の代理権・保険料受領権・告知受領権がありません。
 - ◆ お申し込みいただいた保険契約をお引受けさせていただくかどうかの判断は当社が行います。
- **少額短期保険業について(概要)**
 - ◆ 保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月以降、少額短期保険会社が設立されるようになりました。
 - ◆ 現在100社以上が登録されており、ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。
- **個人情報・センシティブ(機微)情報の取り扱いについて**
 - ◆ **利用目的について**
当社は、個人情報を次の目的のために利用します。
(1) 保険契約の審査、引受、保全管理、給付金のお支払い
(2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供
(3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実
(4) その他、保険関連業務
 - ◆ **ご同意頂きたいこと**
センシティブ情報の取得と利用
当社はセンシティブ情報を、適切な業務運営を確保する必要性においてのみ本人の同意に基づいて取得し、また利用します。
 - ◆ 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがございます。その場合は、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに、個人情報保護に関する契約を締結し、外部委託先の適正な管理を行います。
- **少額短期保険業者の制限について**
 - ◆ 少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。
(1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けを行うもの
(2) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
(3) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること

※パンフレットに記載の保障内容は2022年1月現在のものです。
※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険会社のことをさします。

【募集代理店・お問い合わせ先】

プラス少額短期

検索

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル

PS202112A-12-01

パンフレット

入院一時金特約付差額ベッド費用補償保険
引受基準緩和型

「入院生活にあんしんを」

手ごろであんしん入院保険

緩和型



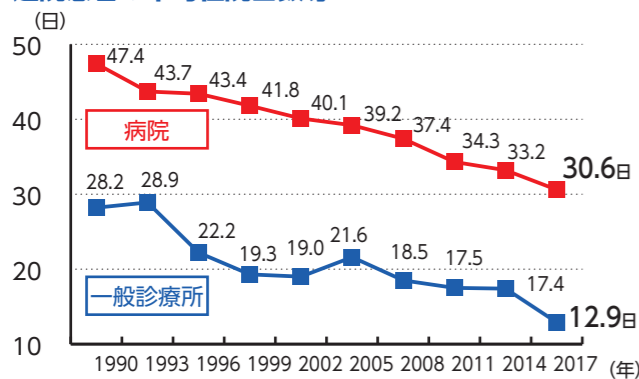
- **日帰り入院から一時金を受け取れます。**
- 差額ベッド代の実費負担分を**1日最高1万円まで**補償します。
※プランによって補償額が違います。
- **入院費用前払いサービス**を利用いただく事で早めの給付請求が可能に!
※入院一時金特約(引受基準緩和型)のみご利用いただけます。
- **満20歳から89歳まで**お申し込みでき、おてごろな保険料を実現しました。

プラス少額短期保険
Plus Small Amounts and Short Term Insurance

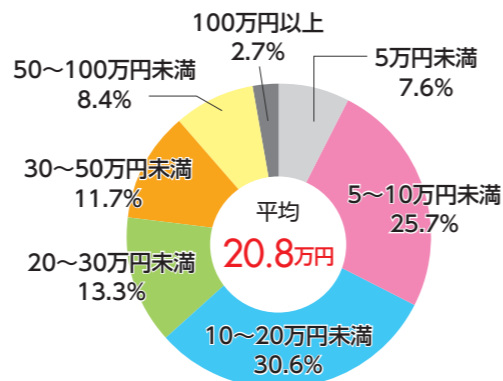
入院にかかる「日数」と「費用」は？

◆近年の入院事情は短期化の傾向にあります。健康保険が適用されない「差額ベッド代」や、治療費以外の食事代・日用品費を含めると、自己負担費用は平均20.8万円かかります。

退院患者の平均在院日数等



出典：厚生労働省「平成29年(2017)患者調査の概況」を元に
プラス少額短期保険が作成

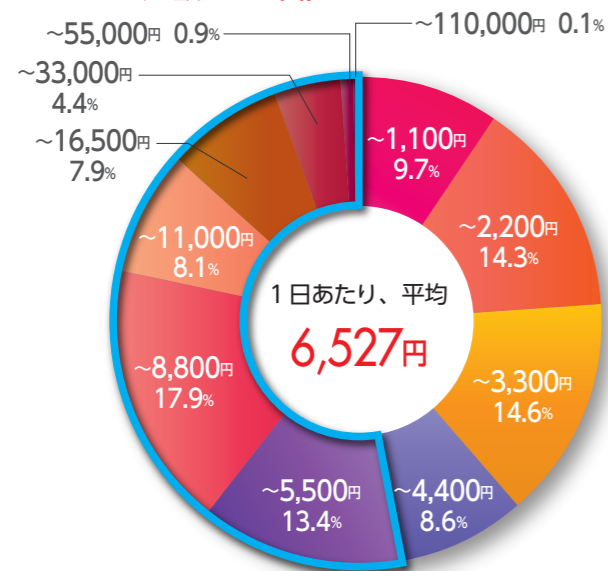


※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額医療費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む)をベースに集計)
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。高額医療費制度を利用した場合は利用後の金額
出典：公益財団法人生命保険文化センター令和元年度「生活保障に関する調査(速報版)」を元にプラス少額短期保険が作成

入院にかかる「差額ベッド代」とは？

- 差額ベッド代を要する病室を「特別療養環境室」といい、病床数4床以下、一定の面積、プライバシー確保の施設等を備えた病室で、特別の料金がかかります。
- 基本的に特別療養環境室の利用を希望し、同意した入院時にかかる費用です。
※差額ベッド代がかからないケースは、患者の不同意、病院側や治療上の都合の場合等です。
- 健康保険適用の範囲外となり医療費とは別に全額自己負担となります。また、高額療養費制度の対象外となり全額自己負担となります。

〈1日当たりの差額ベッド代〉



部屋数	平均差額ベッド代
1人部屋	8,221円
2人部屋	3,122円
3人部屋	2,851円
4人部屋	2,641円
平均	6,527円

特別療養環境室の条件

- ① 一病室の病床数が4床以下
- ② 病室の面積が一人当たり6.4平方メートル以上
- ③ 病床のプライバシーを確保するための設備がある
- ④ 個人用の私物収納設備・照明・小机等及び椅子の設備がある

出典：厚生労働省・中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」(令和3年9月)に基づき作成

個室を選ばれる理由は？

表1. 特別療養環境室を利用し満足したこと

設備・備品面		療養・環境面	
寝心地の良い寝具	入浴施設	自宅での生活の延長に近かった	他の患者を気にせず面会ができた
家具(ソファ、テレビなど)	トイレ	プライバシーが保てた	看護師による処置やケア
食事内容・味	電話が使いやすい	仕事をしやすかった	看護師の知識が豊富
室温調節	不在時に鍵がかかる	静かだった	看護師の対応が丁寧で迅速
冷蔵庫	部屋の広さ	一人の時間がもてた	看護師に何でも相談できた

※表1. 稲川沙智・他、「特別病室入院患者の療養生活への期待と満足の関係について」『国立看護大学校研究紀要』第11巻第1号2012年より抜粋

保障内容

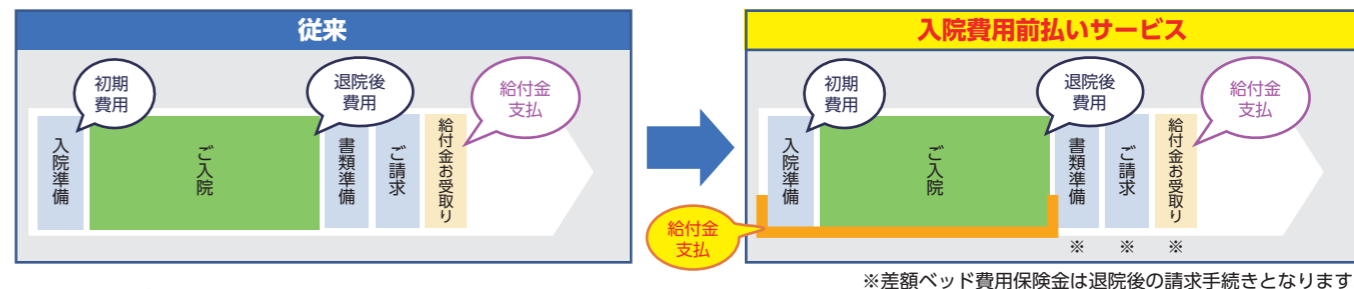
	Aプラン	Bプラン
基本契約	差額ベッド費用補償保険(引受基準緩和型)※1 保険契約期間中に被保険者が入院し差額ベッド費用※2を負担した場合に、差額ベッド費用保険金をお支払いします。 ・初年度の責任開始日から起算して6か月以内は、支払金額が半減される支払削減期間があります。(事故による入院を除く) ※1 一回の入院については、入院日数30日を限度とします。1保険期間における差額ベッド費用保険金の支払金額は、入院一時金特約との合計で、80万円を限度とします。 ※2 「差額ベッド費用」とは、選定療養に定める特別の療養環境の提供にあたるベッドまたは病室の使用料をいいます。	差額ベッド費用補償保険(引受基準緩和型)※1 保険契約期間中に被保険者が入院し差額ベッド費用※2を負担した場合に、差額ベッド費用保険金をお支払いします。 ・初年度の責任開始日から起算して6か月以内は、支払金額が半減される支払削減期間があります。(事故による入院を除く) ※1 一回の入院については、入院日数30日を限度とします。1保険期間における差額ベッド費用保険金の支払金額は、入院一時金特約との合計で、80万円を限度とします。 ※2 「差額ベッド費用」とは、選定療養に定める特別の療養環境の提供にあたるベッドまたは病室の使用料をいいます。
特約	入院一時金特約(引受基準緩和型) 手術の有無にかかわらず、入院1回につき一時金をお支払いします。 ・責任開始日から起算して6か月以内の入院による入院一時金の支払い金額は、不慮の事故による傷病を直接の原因とした入院を除き、支払額が50%に削減されます。	入院一時金特約(引受基準緩和型) 手術の有無にかかわらず、入院1回につき一時金をお支払いします。 ・責任開始日から起算して6か月以内の入院による入院一時金の支払い金額は、不慮の事故による傷病を直接の原因とした入院を除き、支払額が50%に削減されます。

※健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増されていない当社の手ごろであんしん入院保険にお申し込みいただける場合があります。

入院費用前払いサービス ※入院一時金特約のみご利用いただけます。

◆入院時にかかる諸費用を入院前にご請求いただけます!

一般的に給付金のご請求は退院後に手続きを行いますが、入院開始時にかかる諸費用も少なくありません。そのような入院開始前の諸費用を前倒しでご請求いただくことで、ゆとりを持った入院生活をお送りいただけます。



◆サービス利用の手順

- 手順①** お客さまが入院治療予定であることを医療機関から告知されます。(入院診療計画書、入院保証金の領収書(預り書)等、「入院の予定についての病院書類」が発行されます。)
- 手順②** 以下を確認したうえで、当社お問い合わせ窓口宛にお電話ください。
確認していただきたいこと
・今後入院を開始する予定であり、入院開始前であること。
・お客さまがご加入の当社保険契約に「入院一時金特約」、「入院一時金特約(引受基準緩和型)」が付加されていること。
サービスを利用するための条件
【条件①】過去6か月以内に入院したことがないこと
【条件②】ご契約後2年以内の病気を原因とする入院ではないこと。
(ご契約後2年以内でも不慮の事故による入院の場合は【条件②】を満たします。)
- 手順③** 以下の必要書類[A][B]を郵送いたしますので、サービスに必要な書類[C]と合わせてご返送ください。
※FAX、画像をメールで送付いただく事でも対応可能です。

A 入院費用前払いサービス 申込書兼送金先指定書	※当社から郵送いたします。
B (不慮の事故の場合のみ) 事故状況報告書	※当社から郵送いたします。
C 医療機関から発行された「入院診療計画書」「入院保証金の領収書(預り書)」等「入院の予定についての病院書類」	
- 手順④** 入院された本人の所定口座に送金させていただきます。*

※書類不備や郵送遅延等が発生する場合、送金が遅れる可能性があります。